

資料 4

東京高速道路（KK 線）の既存施設のあり方検討会設置要綱

制定 令和元年 9 月 10 日
31 都市基街第 277 号
改正 令和 2 年 4 月 1 日
2 都市基街第 22 号

（名称）

第 1 条 本検討会は、東京高速道路（KK 線）の既存施設のあり方検討会（以下「検討会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 検討会は、国、東京都、中央区、首都高速道路株式会社、東京高速道路株式会社による「首都高都心環状線の交通機能確保に関する検討会」において、その交通機能上の役割や周辺のまちづくりの動向なども踏まえ、別途検討を進めることとされた、東京高速道路（KK 線）の既存施設のあり方にについて学識経験者等の見解を聴取し、検討を行うことを目的として設置する。

（検討事項）

第 3 条 検討会は、次に掲げる事項について検討する。

- 一 KK 線の既存施設のあり方に関すること
- 二 その他上記に関連した必要な事項

（組織）

第 4 条 検討会は、別表に掲げる委員により構成する。

- 2 検討会に座長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 3 座長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。
- 5 委員又は前項の規定により会議に出席した委員以外の者に対し、謝礼金を支払うことができる。
- 6 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(検討会の公開)

第5条 検討会及び検討会の資料は原則公開とする。ただし、東京都情報公開条例第7条各号に規定する情報を取り扱うとき、または座長が公開を不適当と認めるときは、この限りではない。

(事務局)

第6条 検討会の庶務は、都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課及び都市基盤部街路計画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関する必要な事項は、座長が別に定める。

附則

この要綱は、令和元年9月10日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表

検討会委員名簿

(学識経験者)

伊 藤 香 織	東京理科大学教授
清 水 哲 夫	東京都立大学教授
下 村 彰 男	國學院大學教授
高 井 典 子	神奈川大学教授
出 口 敦	東京大学大学院教授 (五十音順、敬称略)

(行政関係者)

千代田区	まちづくり担当部長
中央区	都市整備部長
港区	街づくり支援部長
東京都	財務局財産運用部長
	都市整備局都市基盤部長
	都市整備局まちづくり推進担当部長
国土交通省 (オブザーバー)	都市局街路交通施設課街路事業調整官
国土交通省 (オブザーバー)	道路局企画課道路経済調査室長